

総基料第 186 号
平成 30 年 8 月 28 日

「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」において、総務省が別に定めることとしている件

「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」(平成 29 年 1 月 10 日策定)の「Ⅱ スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」(以下「端末購入補助ガイドライン」という。)において、総務省が別に定めることとしている事項については、下記のとおりとする。

記

- 1 端末購入補助ガイドライン注釈 4 の期間は、「1 月未満の期間」とする。
- 2 端末購入補助ガイドライン注釈 6 の下取りその他の買取りの価格は、「当該端末の販売開始のおおむね 2 年前に販売が開始された同一製造事業者の先行同型機種について事業者が設定する下取りその他の買取りの価格」とする。

以上